

オリーブビーチ町有地活用事業に係る公募型プロポーザル方式による公募について

次のとおり、公募型プロポーザル方式による手続（以下「手続」という。）を行うので公告する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

小豆島町長 大江 正彦

第 1 事業概要

- 1 事業名 オリーブビーチ町有地活用事業
- 2 対象地 香川県小豆郡小豆島町西村字大神甲 1 8 9 6 番 8
- 3 事業の概要 オリーブビーチに所在する町有地に関して、有効に活用する事業者を募集し、選定の結果、最も優れた提案であると認めた事業者に貸し付けるものである。
- 4 賃貸借期間 事業用定期借地期間の設定期間の開始日から終了日までの、20 年間とする。なお、事業用定期借地権の設定期間 20 年間は、新施設の建設に要する期間及び新施設の解体・撤去期間を含めた期間とする。事業者が賃貸借期間終了後の再契約の締結を希望し、賃貸借契約終了の 1 年前までに申し出た場合には、町は事業者と再契約について協議を行うことができる。
- 5 借地料最低価額 2 8 9, 5 0 0 円/年とする。（1 年に満たない場合は、1 年を 365 日として日割り計算する。）
- 6 この業務は手続を郵送等で行う業務である。

第 2 要項等の配布

- 1 配布期間 令和 7 年 1 0 月 1 日（水）から令和 7 年 1 1 月 4 日（火）まで
- 2 配布場所 小豆島町総務課管財係
住 所 〒761-4492 香川県小豆郡小豆島町片城甲 4 4 番地 9 5（庁舎本館 2 階）
電 話 0879-82-7001 F A X 0879-82-7023
E-mail olive-kanzai@town.shodoshima.lg.jp

第 3 応募資格等

- 1 応募資格 本件地の活用を行うのにふさわしい社会的信用、資金及び経営能力等を備え、活用計画を立案し、活用計画に沿った取組みを円滑に遂行できる法人又は個人（以下「法人等」という。）とする。
また、次のいずれかに該当する者は応募できない。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき更生手続、再生手続等をしている者
 - ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号（下記ア～キ）のいずれかに該当すると認められた者で、その事実があった後 3 年を経過していない者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ 前各号のいずれかに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ④ 上記③に該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は申込代理人として使用する者
- ⑤ 本件地に関し、地方自治法第 238 条の 3 第 1 項の規定により公有財産を譲り受けることができないとされた小豆島町職員である者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団及びその構成員
- ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条に規定する観察処分決定を受けた団体及び代表一般役員等が当該団体の役職員又は構成員である者
- ⑧ 法人にあっては、小豆島町税及び本店所在地の都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分）を滞納している者
個人にあっては、小豆島町税及び住所地の都道府県税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分）を滞納している者
なお、応募資格の確認のため、関係機関に照会する場合がある。

2 一応募者一提案 一の法人等は、一の提案しか行えない。

3 使用言語及び単位 応募に関する提出書類、質疑等における言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。

第 4 応募登録

応募しようとする者は、応募登録期間中に、別添様式に必要書類を付して、上記「第 2 要項等の配布」で示した場所に持参又は郵送等（郵便の場合は書留、信書便の場合はこれに準ずる方法に限る。）により提出する（期限必着）ことで、応募登録しなければならない。

応募登録していない者の提案書類等は受け付けない。

なお、郵送等による提出の場合、応募登録期間を過ぎてから上記「第 2 要項等の配布」で示した場所に到達したもの、必要書類が揃っていないもの、記入内容に不備があるもの又は記入が不明瞭なものは受け付けない。

1 応募登録期間 令和 7 年 10 月 8 日（水）～令和 7 年 11 月 4 日（火）午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、持参の場合は休日及び正午から午後 1 時の間を除く。）

2 提出書類及び部数 別紙「オリーブビーチ町有地活用事業者募集要項」に記載

3 応募料 応募にかかる経費は応募者の負担とする。

4 登録通知 町は、登録の申込みをした法人等のうち、応募資格を満たしていると判断する法人等を登録し、応募登録申込書を受け付けた日の 7 日後（開庁日ベース）を目途に、登録した者（以下「応募登録者」という。）に対して登録通知書を送付する。

5 登録内容の変更 応募登録申込書の記入内容に変更を生じた場合は、提案書類等の提出日の 1 週間前までに、文書により町に届け出て、承認を受けなければならない。

6 登録の辞退 登録を辞退する場合は、速やかに文書により町に届け出なければならない。

第 5 契約の内容等に関する質疑の受付

1 受付期間 令和 7 年 11 月 6 日（木）～令和 7 年 11 月 13 日（木）

2 質疑の方法 応募登録者のうち、本募集要項に質疑のある者は、質疑書（要項の様式 5）に質疑の要旨を簡潔にまとめ、上記「第 2 要項等の配布」で示した場所に提出すること。（提出に当たっては、FAX 又は電子メールによる送付も可とするが、必ず電話により着信の確認を行うこと。）

3 現地説明

（1） 令和 7 年 11 月中旬頃（希望者に別途通知予定。）

- (2) 申込方法 希望者は、令和7年11月4日(火)午後5時必着で現地説明申込書(様式4)に必要事項を記入の上、上記「第2 要項等の配布」で示した場所に提出すること。
日時及び場所は、申込者に対して連絡する。
- (3) その他 ①参加人員は、一の応募登録者につき5名までとする。
②現地説明への参加は自由であるが、不参加の場合についても現地説明をした事項については、了知したものとみなす。

第6 提案書類等提出

活用計画を提案する法人等(以下「提案者」という。)は、提案書類等を提出期限までに、上記「第2 要項等の配布」で示した場所に持参により提出しなければならない。(期限必着)

1 提出期間 令和7年11月28日(金)～令和7年12月10日(水)午前9時から午後5時まで
(ただし、休日及び正午から午後1時の間を除く。)

2 提案書類等の種類及び部数 別紙「オリーブビーチ町有地活用事業者募集要項」に記載

3 その他

- ・提案書類等作成要領(要項の38ページ以降)に従って作成すること。
- ・提案者は1案のみ提案可能である。
- ・提出済みの提案書類等の修正又は変更は、軽微な補正を除き認めない。
- ・提出された提案書類等は返却しない。
- ・本提案に要する費用は提案者の負担とする。

第7 選定方法・審査基準

- 1 町が設置する審査会において、提案者から提出された提案書類等とプレゼンテーションに基づき、次の各審査項目について評価し、計画審査と価格審査の合計点数(以下「合計点数」という。)が最も高い提案を入選案として選定する。(各審査の項目、配点等は「オリーブビーチ町有地活用事業者募集要項」記載)

第8 失格事由

提出された提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ①提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ②提出書類に記載すべき内容が掲載されていないなど提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- ③提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ④提案の借地料が借地料最低価額を下回るとき。

第9 問い合わせ先

〒761-4492 香川県小豆郡小豆島町片城甲44番地95(庁舎本館2階)

小豆島町総務課管財係

電話番号 0879-82-7001

FAX 0879-82-7023

第10 スケジュール

募集要項の配布	令和7年10月1日(水)～令和7年11月4日(火)
応募登録	令和7年10月8日(水)～令和7年11月4日(火)
現地説明	令和7年11月中旬頃(希望者に別途通知する。)
契約の内容等に関する質疑の受付	令和7年11月6日(木)～令和7年11月13日(木)
提案書類等提出	令和7年11月28日(金)～令和7年12月10日(水)
選定審査会の開催	令和7年12月中旬頃
選定結果通知	令和7年12月下旬頃

契約の締結

令和8年1月上旬頃

本件地の引渡し

契約保証金の納入を条件として、借地権の存続期間の初日

※1 このスケジュールは目安であり、予告なく変更することがある。